

## 大田市人権施策推進基本方針の改定の考え方について

大田市では、2009(平成 21)年に「大田市人権施策推進基本方針」を策定し、人権施策の推進に努めてきましたが、この間、グローバル化の更なる進展をはじめとして、人権に関する社会情勢や法制度等、人権を取り巻く環境が変化してきました。

こうした状況を受け、多様化、複雑化が進む社会の諸課題に対応するため、このたび基本方針の改定を行うものです。

また、改定にあたっては、2014(平成 26)年に制定しました「大田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立脚した施策に取り組むため、それぞれの課題ごとに担当部署の施策を記載した「行動計画」を策定し、市職員一人ひとりが人権意識を高め、各部署における人権施策を総合的に推進していくこととしています。

### 改定のポイント

#### ①新たな人権課題への対応

近年、インターネットの普及やスマートフォン利用者の拡大によって、急速な社会情勢の変化が生じており、その中において様々な人権課題が広がってきています。

この様々な人権課題の解決を図るため、所属部署ごとに選任している人権啓発推進員を中心として、人権・同和問題研修会を実施し、全市職員が人権課題への共通認識を図り、新たな人権課題への対応を行います。

また、市民を対象とした人権・同和問題講演会においても、様々な人権課題をテーマとして設定し、基本的人権の尊重について市民の理解が深まるよう、人権教育・啓発の強化に努めます。

#### ②人権に関する法整備を踏まえた対応

2015(平成 27)年には「生活困窮者自立支援法」が制定され、2016(平成 28)年には「差別解消三法」となる『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）平成 28 年 4 月 1 日施行」、「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）平成 28 年 6 月 3 日施行」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）平成 28 年 12 月 16 日施行』が制定されました。

今後も様々な人権課題に関する法律が施行されることが想定され、その時代に即した行政施策を展開するため、まずは、市職員のレベルアップを図り、様々な人権課題に対応していきます。

### ③「人権に関する市民意識調査」結果の反映

2007年(平成19)年11月の人権に関する市民意識調査では、大田市に住民登録している18歳以上の市民1,000人を対象に実施した結果、525人(回収率52.5%)から回答があり、これらを踏まえ2009年(平成21)2月に大田市人権施策推進基本方針を策定して、様々な事業を実施してきました。

その後、改めて社会情勢を的確に把握するためにサンプル数を増加し、2015年(平成27)年11月に2,000人(その内11の郵送戻りは無効)を対象に意識調査を実施した結果、754人(回収率37.9%)から回答がありました。

今回の改定は、2007年(平成19)年11月の調査だけでなく、2011(平成23)年に島根県が実施した県民意識調査とも比較・分析することにより、大田市人権施策推進基本方針の改定に反映することにしました。